第三十八条の二中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。

第四十六条の二第二項中「第五十四条の四」の下に「、第五十四条の五」を加える。

第五十九条第一項第五号中「第五十四条の四第二項」の下に「若しくは第五十四条の五第二項」を加える。

第六十条第一項及び第二項中「附則第三条第一項第三号」を「附則第三条第一項第六号」に改め、同項第五号中「第五十四条の四第二項」の下に「、第五十四条の五第二項」を加え、同条第三項及び第五項中「附則第三条第一項第三号」を「附則第三条第一項第六号」に改める。

第十一条　確定拠出年金法施行令の一部を次のように改正する。

第十条の二中「この条及び第十条の四において」を削る。

第十一条中「次条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第一号中「企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）」を「企業型年金加入者」に、「以下この条及び第三十六条第四号」を「次号並びに第三十六条第四号及び第五号」に改め、同号イ中「（事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。）」を削り、同号ロ中「事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る」を削り、同号ハ中「事業主が実施している」を削り、同条第二号中「個人型年金同時加入制限者」を「企業型年金加入者」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

第十一条の二第一項中「含む」を「含み、企業型年金規約において次のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者に該当しない者（以下この条において「個人型年金同時加入可能者」という。）に該当しない場合に限る」に改め、「定める額」の下に「（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあっては、当該期間に係る当該各号に定める額を除く。）」を加え、「の総額」を「（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあっては、当該期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額を除く。）の総額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　事業主掛金を、企業型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。

二　各企業型年金加入者に係る事業主掛金を、この項の規定により、事業主掛金を拠出する日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること。

第十一条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合（個人型年金同時加入可能者に該当する場合に限る。）におけるその拠出することとなった日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えてはならない。

第二十九条第三号及び第四号ハ中「第三十五条」を「第三十五条第一号イ」に改める。

第三十四条の二を第三十四条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（法第六十二条第一項第二号の政令で定める者）

第三十四条の二　法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であって、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とする。

第三十五条を次のように改める。

（個人型年金加入者掛金の拠出の方法）

第三十五条　個人型年金加入者掛金の拠出の方法は、次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める方法とする。

一　第三十六条第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる者　次に掲げるいずれかの方法

イ　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間（国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十八条の二、第八十九条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）又は第九十四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。第三十六条第一号において「国民年金保険料納付月」という。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（個人型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下この条及び次条第一項において「個人型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出する方法

ロ　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型年金規約で定めるところにより、個人型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出する方法

二　第三十六条第三号又は第四号に掲げる者　個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法

第三十五条の二第一項ただし書中「前条ただし書の規定」を「前条第一号ロに掲げる方法」に、「同条ただし書の規定により」を「同号ロの」に改める。

第三十六条第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同条第三号中「個人型年金同時加入可能者」を「企業型年金加入者」に改め、「二万円」の下に「（事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千円を控除した額を控除した額）」を加え、同条中第五号を第六号とし、同条第四号中「他制度加入者であるもの」を「企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（他制度加入者である者に限る。）　一万二千円（事業主掛金の拠出に係る月であって、当該事業主掛金の額が一万五千五百円を上回るときは、一万二千円から、当該事業主掛金の額から一万五千五百円を控除した額）

第三十六条の二第一項中「第三十五条ただし書の規定」を「第三十五条第一号ロに掲げる方法」に改め、「定める額」の下に「（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間があり、当該拠出区分期間に係る同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を除く。）」を加え、「の総額」を「（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間があり、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三十五条ただし書の規定により」を「第三十五条第一号ロ又は第二号の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第三十五条第二号に定める方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなった日に係る個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなった日の属する月の前月の末日における前条第三号又は第四号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号又は第四号に定める額を超えてはならない。

第四十五条の三（見出しを含む。）中「個人型年金同時加入可能者」を「企業型年金加入者」に改める。